

**建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格・調査基準価格・失格判断基準の算定式**

「積算体系が特異で、最低制限価格等の算出が困難なもの」を除く競争入札に付す原則全ての建設コンサルタント等業務が試行対象  
 「予定価格算定に際し、県の積算基準によらず、歩掛りに見積りを用いた業務」も対象

**最低制限価格制度(予定価格 1千5百万円未満)**

●算定式

業務ごとに下表の①から④までの合計額に100分の110を乗じて得た額  
 (複数業種にまたがる業務については、各業種ごとの①から④までの合計額の総和に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とします。)

$$\text{最低制限価格★1} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10$$

ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額  
 また、7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額★4

業種区分	最低制限価格(予定価格1千5百万円未満)			
	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	諸経費×6/10		
建築関係の 建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×9/10	諸経費×6/10
土木関係の 建設コンサルタント業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×7/10	
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×9/10	地質調査業務費(解析) ×8/10	諸経費(一般)×5/10
補償関係 コンサルタント業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×7/10	

**入札金額(税込)が最低制限価格未満であった場合は失格になります。**

- ★1 最低制限価格(税抜き)に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- ★2 調査基準価格(税抜き)に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- ★3 失格判断基準(税抜き)に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- ★4 9.2/10に相当する額は、予定価格(税抜き)に9.2/10を乗じ、1万円未満の端数を切り捨ててから1.10を乗じた額とします。  
 7.5/10に相当する額は、予定価格(税抜き)に7.5/10を乗じ、1万円未満の端数を切り上げてから1.10を乗じた額とします。

## 低入札価格制度(予定価格 1千5百万円以上)

●算定式

業務ごとに下表の①から④までの合計額に100分の110乗じて得た額  
(複数業種にまたがる業務については、各業種ごとの①から④までの合計額の総和に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とします。)

$$\text{調査基準価格★2} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10$$

ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額  
また、7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額★4

調査基準価格

業種区分	調査基準価格(予定価格1千5百万円以上)			
	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	諸経費×6/10		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×9/10	諸経費×6/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×7/10	
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×9/10	地質調査業務費(解析)×8/10	諸経費(一般)×5/10
補償関係コンサルタント業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×7/10	

●調査基準価格未満・失格判断基準以上で入札した場合

配置予定の管理技術者等(※1)とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の配置が可能か否かについて調査します。

- (1) 配置予定の管理技術者等(※1)と同等の能力及び経験を有する技術者
- (2) 愛知県が過去5か年度及び本年度4月1日以降に発注した業務の内、当該業務と同一業種(※2)で、管理技術者等(※1)として業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者  
 なお、**全ての条件を満たす技術者を追加して配置することができない場合は失格となります。**  
 また、追加して配置された技術者は、当該業務実施上必要となる県との打合せ全てに出席する必要があります。

●算定式

業務ごとに下表の①から④までの合計額に100分の110を乗じて得た額  
(複数業種にまたがる業務については、各業種ごとの①から④までの合計額の総和に100分の110を乗じて得た額を失格判断基準とします。)

$$\text{失格判断基準★3} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10$$

ただし、「政府調達協定業務」は試行対象から除きます。

失格判断基準

業種区分	失格判断基準(予定価格1千5百万円以上)			
	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	諸経費×5/10		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×6/10	諸経費×6/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×5/10	
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×9/10	地質調査業務費(解析)×8/10	諸経費(一般)×5/10
補償関係コンサルタント業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×5/10	

**入札金額(税込)が失格判断基準未満であった場合は失格になります。**

- ※1 管理技術者等…… 管理技術者、主任担当者、主任技術者、工事監理者  
 ※2 業種 …………… 愛知県入札参加資格申請による登録業種と同じ  
 業種の内、「河川・砂防及び海岸」は「河川、砂防及び海岸・海洋」と同一とみなす。